

広島県公安委員会公告第 22 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和 6 年 2 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 開催の日時及び場所

(1) 初心者猟銃等講習会(受付：午前 8 時 30 分～午前 9 時、講習：午前 9 時～午後 5 時)

| 番号 | 日 程 | 場 所 | |
|----|---------------------|--|-----------------|
| 1 | 令和 6 年 4 月 25 日 (木) | (平日) 広島市中区基町 9 番 42 号 広島県警察本部大会議室 (県庁東館) | |
| 2 | 令和 6 年 6 月 13 日 (木) | | |
| 3 | 令和 6 年 8 月 22 日 (木) | | |
| 4 | 令和 6 年 10 月 6 日 (日) | | (日曜日) |
| 5 | 令和 6 年 12 月 5 日 (木) | | 広島市中区基町 4 番 1 号 |
| 6 | 令和 7 年 2 月 13 日 (木) | | 広島県立総合体育館小会議室 |

(2) 経験者猟銃等講習会(受付：午後 0 時 30 分～午後 1 時、講習：午後 1 時～午後 4 時)

ア 広島地区

| 番号 | 日 程 | 場 所 | |
|----|----------------------|--|-----------------|
| 1 | 令和 6 年 4 月 18 日 (木) | (平日) 広島市中区基町 9 番 42 号 広島県警察本部大会議室 (県庁東館) | |
| 2 | 令和 6 年 5 月 8 日 (水) | | |
| 3 | 令和 6 年 6 月 30 日 (日) | | (日曜日) |
| 4 | 令和 6 年 7 月 23 日 (火) | | 広島市中区基町 4 番 1 号 |
| 5 | 令和 6 年 8 月 29 日 (木) | | 広島県立総合体育館小会議室 |
| 6 | 令和 6 年 9 月 19 日 (木) | | |
| 7 | 令和 6 年 11 月 6 日 (水) | | |
| 8 | 令和 6 年 11 月 17 日 (日) | | |
| 9 | 令和 6 年 12 月 12 日 (木) | | |
| 10 | 令和 7 年 1 月 28 日 (火) | | |
| 11 | 令和 7 年 2 月 20 日 (木) | | |
| 12 | 令和 7 年 3 月 11 日 (火) | | |

イ 呉地区

| 番号 | 日 程 | 場 所 |
|----|---------------------|--------------------------------|
| 1 | 令和 6 年 6 月 11 日 (火) | 広島県呉市西中央二丁目 2 番 4 号 広島県呉警察署 |

ウ 竹原地区

| 番号 | 日 程 | 場 所 |
|----|---------------------|----------------------|
| 1 | 令和 6 年 9 月 12 日 (木) | 広島県竹原市中央一丁目 1 番 13 号 |
| 2 | 令和 7 年 1 月 16 日 (木) | 広島県竹原警察署 |

エ 福山地区

| 番号 | 日 程 | 場 所 |
|----|---------------|-----------------------------------|
| 1 | 令和6年4月23日(火) | 広島県福山市瀬戸町山北54番地2 広島県東部運転免許センター |
| 2 | 令和6年6月6日(木) | |
| 3 | 令和6年8月8日(木) | |
| 4 | 令和6年10月15日(火) | |
| 5 | 令和6年12月10日(火) | |
| 6 | 令和7年3月6日(木) | |

オ 三次地区

| 番号 | 日 程 | 場 所 |
|----|---------------|-------------------------------|
| 1 | 令和6年4月11日(木) | 広島県三次市十日市中二丁目6番6号 広島県三次警察署 |
| 2 | 令和6年7月11日(木) | |
| 3 | 令和6年9月26日(木) | |
| 4 | 令和6年11月14日(木) | |
| 5 | 令和7年1月23日(木) | |

2 講習会の内容及び時間

| 講 習 内 容 | 講 習 時 間 | |
|--------------------|---------|-------|
| | 初 心 者 | 経 験 者 |
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 3 時 間 | 2 時 間 |
| 猟銃及び空気銃の使用・保管等の取扱い | 2 時 間 | 1 時 間 |
| 考 査 等 | 2 時 間 | |
| 計 | 7 時 間 | 3 時 間 |

3 受講手続

- (1) 初心者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の20日前までに、経験者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の10日前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書には写真(提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付すること。
- (3) 申込書提出時に受講手数料(初心者6,900円、経験者3,000円)を納付すること。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。
- (5) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催場所の変更又は開催を中止することがある。

4 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話(082)228-0110(代)内線3035~3037)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課